

茨城県報

第 6 4 6 2 号

昭和51年 9 月 20 日

月 曜 日

(明治35年 3 月 17 日)
第三種郵便物認可

目 次

告 示

	ページ
●吾国・愛宕県立自然公園区域の一部変更(環境指導課)	1
●吾国・愛宕県立自然公園特別地域の一部変更(")	2
●吾国・愛宕県立自然公園の公園計画の一部変更(")	2
●町区域の一部変更(地方課)	2
●医療機関の指定及び指定の辞退(保健予防課)	3
●技能検定試験手数料の一部改正(職業訓練課)	3
●茨城県治山協会治山強化促進事業補助金交付要領の廃止(林業課)	4
●保安林の解除予定の通知(")	4
●土地改良役員の就退任の届出(9件)(農地管理課)	5
●土地改良区役員の住所変更の届出(")	12
●換地計画の決定(")	13
●土地収用法に基づく事業の認定(用地課)	13
●都市計画の図書の縦覧(3件)(都市計画課)	14

正 誤

●昭和51年 5 月 25 日付茨城県報号外(2)中	15
●昭和51年 6 月 1 日付茨城県報号外(5)中	15
●昭和51年 8 月 19 日付茨城県報第6453号中	15

告 示

茨城県告示第1061号

昭和49年11月21日茨城県告示第1021号で告示した自然公園法(昭和32年法律第161号)第41条の規定に基づく吾国・愛宕県立自然公園区域の一部を次のとおり変更した。

昭和51年 9 月 20 日

茨城県知事 竹 内 藤 男

1 変更した区域の所在地

西茨城郡岩間町

2 変更後の区域図(省略)

(変更後の区域を表示した図面は、茨城県庁及び岩間町役場に備え置いて供覧する。)

茨城県告示第1062号

昭和49年11月21日茨城県告示第1023号で告示した自然公園法 (昭和32年法律第 161 号) 第42条第1項の規定に基づく吾国・愛宕県立自然公園の特別地域の一部を次のとおり変更した。

昭和51年9月20日

茨城県知事 竹 内 藤 男

1 変更した特別地域の所在地

西茨城郡岩間町

2 変更後の区域図 (省略)

(変更後の地域を表示した図面は、茨城県庁及び岩間町役場に備え置いて供覧する。)

茨城県告示第1063号

昭和49年11月21日茨城県告示第1022号で告示した茨城県立自然公園条例 (昭和37年茨城県条例第17号) 第5条第1項の規定に基づく吾国・愛宕県立自然公園の公園計画の一部を次のとおり変更した。

昭和51年9月20日

茨城県知事 竹 内 藤 男

1 変更した特別地域の所在地

西茨城郡岩間町

2 変更後の地域図 (省略)

(変更後の公園計画の位置を表示した図面は、茨城県庁及び岩間町役場に備え置いて供覧する。)

茨城県告示第1064号

地方自治法 (昭和22年法律第67号) 第260条第1項の規定に基づき、那珂湊市内の町区域の一部を次のとおり変更した旨、同市長から届出があつた。

この町区域の変更は、地方自治法施行令 (昭和22年政令第16号) 第179条の規定により、昭和51年9月21日から効力を生ずるものである。

昭和51年9月20日

茨城県知事 竹 内 藤 男

那珂湊市相金 7751の3, 7752の2, 7753の2, 7754の2, 7755の2, 7756の2, 7757の2, 7758の2, 7760の1, 7761の3, 7818の2, 7819の2

及びこれに伴う国有地の道路、水路等の全部を幸町に変更

茨城県告示第1065号

結核予防法(昭和26年法律第96号)第36条第1項の規定に基づき、次の医療機関を指定し、同条第4項の規定に基づき次の医療機関は指定を辞退したので公示する。

昭和51年9月20日

茨城県知事 竹 内 藤 男

(指 定)

名 称	所 在 地	指定年月日
北 浦 中 央 診 療 所	行方郡北浦村山田町丁1291	51. 8. 1

(辞 退)

名 称	所 在 地	指定辞退年月日
北 浦 中 央 診 療 所	行方郡北浦村山田町丁1291	51. 7. 31

茨城県告示第1066号

昭和51年3月29日茨城県告示第334号で告示した技能検定試験手数料の一部を次のように改正する。

昭和51年9月20日

茨城県知事 竹 内 藤 男

技能検定手数料 2 実技試験の表中

「 鋳造、鍛造、金属熱処理、機械加工、金属プレス加工、鉄工、電気めつき、アルミニウム陽極酸化処理、仕上げ、工具研削、電子機器組立て、電気機器組立て、車両ぎ装、船舶ぎ装、光学ガラス研磨、光学機器組立て、合格製造、ガラス製品製造、かわらぶき、とび、築炉、熱絶縁施工、ガラス施工、金属材料試験、義肢・装具製作	円 8,500
製鋼、鋳鉄溶解、非鉄金属溶解、けがき、ダイカスト、内燃機関組立て、縫製機械整備、建設機械整備、農業機械整備、織機調整、染色、メリヤス製造、木工機械調整、製版、印刷、製本、プラスチック成形、配管、鉄筋組立て、スレート施工、化学分析、広告美術仕上げ	円 8,000

を

「 鋳造、鍛造、金属熱処理、機械加工、金属プレス加工、鉄工、電気めつき、アルミニウム陽極酸化処理、仕上げ、工具研削、電子機器組立て、電気機器組立て、車両ぎ装、船舶ぎ装、光学ガラス研磨、光学機器組立て、合板製造、ガラス製品製造、かわらぶき、とび、築炉、熱	円 8,500
--	------------

絶縁施工, ガラス施工, 金属材料試験, 義肢・装具製作, 家庭用電気 治療器調整, 防水施工, 床仕上げ施工	
製鋼, 鋳鉄溶解, 非鉄金属溶解, けがき, ダイカスト, 内燃機関組立 て, 縫製機械整備, 建設機械整備, 農業機械整備, 織機調整, 染色, メリヤス製造, 木工機械調整, 製版, 印刷, 製本, プラスチック成形, 配管, 鉄筋組立て, スレート施工, 化学分析, 広告美術仕上げ, 油圧 装置調整	8,000

に

和裁, 構造物現図製作, 車両現図製作, 印章彫刻	6,000 円
建築製図, 機械製図, 電気製図	4,000

を

和裁, 構造物現図製作, 車両現図製作, 印章彫刻, 陶磁器製造	6,000 円
建築製図, 機械製図, 電気製図, テクニカルイラストレーション	4,000

に

改める。

茨城県告示第1067号

茨城県林道協会強化促進事業補助金交付要領(昭和37年茨城県告示第1097号)及び茨城県治山協会治山強化促進事業補助金交付要領(昭和37年茨城県告示第1098号)は、廃止する。

昭和51年9月20日

茨城県知事 竹 内 藤 男

茨城県告示第1068号

森林法(昭和26年法律第249号)第29条の規定により、次のように保安林を解除する予定である旨の通知があつたので、同法第30条の規定により告示する。

昭和51年9月20日

茨城県知事 竹 内 藤 男

- 解除を予定している保安林の所在場所
久慈郡里美村大字小中生字田入1839番の1
(国有林次の図に示す部分に限る。)
- 指定された目的

水源のかん養

3 解 除 の 理 由

林道用地とするため(「次の図」は省略し、その図面を茨城県庁及び里美村役場に備え置いて縦覧に供する。)

茨城県告示第1069号

筑波郡谷田部町大字真瀬2100番地に事務所を置く真瀬土地改良区から、次のとおり役員が就退任した旨届け出があつたので、土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第17項の規定により公告する。

昭和51年9月20日

茨城県土浦土地改良事務所長 岡 野 健 次

1 退 任

住 所	職 名	氏 名	摘 要
筑波郡谷田部町大字高須賀16	理 事	高 城 捷 一	
" " 大字真瀬1147	"	太 田 高 義	
" " " 1102	"	飯 田 昌 二	
" " " 274	"	高 田 由 郎	
" " " 1858	"	本 橋 高 義	
" " " 141	"	山 口 貞次郎	
" " 大字高須賀2130	"	山 崎 嘉一郎	
" " " 166-1	"	篠 崎 正 一	
" " " 53	"	山 田 功	
" " 大字高良田634	"	山 田 良 一	
" " " 375	"	大久保 英二郎	
" " " 208	"	山 田 嘉一郎	
" " 大字高須賀54	監 事	中 根 平次郎	
" " 大字真瀬1858-1	"	本 橋 竹 男	

2 就 任

住 所	職 名	氏 名	摘 要
筑波郡谷田部町大字高須賀16	理 事	高 城 捷 一	
" " 大字真瀬1147	"	太 田 高 義	
" " " 1102	"	飯 田 昌 二	
" " " 141	"	山 口 貞次郎	
" " " 274	"	高 田 由 郎	
" " " 1858	"	本 橋 高 義	

"	"	大字鍋沼新田400	"	峯 本 節 雄
"	"	" 371	"	磯 崎 一 郎
"	"	大字高須賀166—1	"	篠 崎 正 一
"	"	" 53	"	山 田 功
"	"	大字高良田634	"	山 田 良 一
"	"	" 208	"	山 田 嘉一郎
"	"	" 375	"	大久保 英二郎
"	"	大字真瀬1858—1	監 事	本 橋 竹 男
"	"	大字高良田 7	"	水 野 茂 男

茨城県告示第1070号

猿島郡総和町大字小堤1454番地に事務所を置く、岡郷土地改良区から、次のとおり役員が就退任した旨届け出があつたので、土地改良法 (昭和24年法律第 195 号) 第18条第17項の規定により公告する。

昭和51年9月20日

茨城県境土地改良事務所長 坂 本 富 三

1 退 任

住 所	職 名	氏 名	摘 要
猿島郡総和町大字上大野36	理 事	田 統 恒 雄	

2 就 任

住 所	職 名	氏 名	摘 要
猿島郡総和町大字上大野2451	理 事	安 喰 正一郎	

茨城県告示第1071号

行方郡潮来町に事務所を置く潮来町北浦湖岸土地改良区から、次のとおり役員が退任した旨届け出があつたので、土地改良法 (昭和24年法律第195号) 第18条第16項の規定により公告する。

昭和51年9月20日

茨城県鉾田土地改良事務所長 久 保 田 達 哉

1 退 任

住 所	職 名	氏 名	摘 要
行方郡潮来町大字水原273—2	理 事	服 部 要之助	

茨城県告示第1072号

行方郡麻生町大字橋門に事務所を置く小高埋立土地改良区から、次のとおり役員が就退任した旨届け出があつたので、土地改良法 (昭和24年法律第 195 号) 第18条第17項の規定により公告する。

昭和51年9月20日

茨城県鉾田土地改良事務所長 久 保 田 達 哉

1 退 任

住 所	職 名	氏 名	摘 要
行方郡麻生町大字小高259	理 事	鈴 木 忠	理 事 長
" " 大字南14—1	"	羽 生 常太郎	
" " " 742	"	大 竹 安 平	
" " 大字島並381—1	"	仲 野 悦 夫	
" " 大字小高1408	"	渋谷 吉 蔵	
" " " 618—3	"	箕 輪 馨	
" " 大字於下835	"	高 橋 寛	
" " 大字南59—15	監 事	平 野 三郎平	
" " " 195	"	土 子 照	
" " 大字井貝811—82	"	柏 葉 常 雄	

2 就 任

住 所	職 名	氏 名	摘 要
行方郡麻生町大字小高259	理 事	鈴 木 忠	理 事 長
" " 大字南742	"	大 竹 安 平	
" " 大字島並381—1	"	仲 野 悦 夫	
" " 大字小高1408	"	渋谷 吉 蔵	
" " " 618—3	"	箕 輪 馨	
" " 大字南217	"	海老沢 実	
" " 大字於下998	"	高 野 久 衛	
" " 大字南59—15	監 事	平 野 三郎平	
" " " 195	"	土 子 照	
" " 大字井貝180	"	河 嶋 賢	

茨城県告示第1073号

鹿島郡神栖町大字息栖に事務所を置く沖の洲土地改良区から、次のとおり役員が就退任した旨届け出があつたので、土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第17項の規定により公告する。

昭和51年9月20日

茨城県鉾田土地改良事務所長 久 保 田 達 哉

1 退 任

住 所	職 名	氏 名	摘 要
鹿島郡神栖町大字息栖2519	理 事	荒 井 文 二	理 事 長
" " 大字高浜1301	"	佐 藤 清四郎	
" " 大字息栖2496	"	塚 本 昭 三	

"	"	大字高浜955—1	"	野 口 操 平
"	"	大字息栖610	"	大 槻 春 男
"	"	大字高浜927	"	多 田 安 信
"	"	大字息栖2507	"	高 安 克 己
"	"	" 2099	"	猿 田 平兵衛
"	"	" 2100	"	山 中 信 一
"	"	" 946	"	塚 本 益 男
"	"	大字高浜1518—1	"	高 橋 寿
"	"	" 896	"	西 野 銓 平
"	"	大字息栖2463	"	猿 田 兼 吉
"	"	大字石神717—1	"	小 室 勉
"	"	" 39	"	宮 本 武
"	"	大字高浜897	監 事	野 口 好 雄
"	"	大字息栖2418	"	猿 田 昭 二
"	"	大字石神720	"	羽 生 弥 七

2 就 任

住 所	職 名	氏 名	摘 要
鹿島郡神栖町大字石神520	理 事	小 貫 幸 男	理 事 長
" " 大字高浜1335—109	"	佃 敏 夫	
" " " 895	"	西 野 武 志	
" " " 1301—2	"	西 野 丈 夫	
" " " 892	"	西 野 春 男	
" " " 981	"	田 山 富 雄	
" " 大字息栖189	"	猿 田 正 夫	
" " " 2869—1	"	大塚 千代三郎	
" " " 952	"	猿 田 峰	
" " " 2460	"	山 中 繁	
" " " 2373—12	"	宮 崎 郁 男	
" " " 2295	"	青 塚 征 次	
" " " 1699—1	"	松 沢 昌 平	
" " " 2528	"	粕 谷 源 一	
" " 大字石神 2	"	野 口 松太郎	
" " 大字息栖110	監 事	桜 井 光 雄	
" " 大字高浜1155—1	"	野 口 清	

" " 大字石神18

" 稲 生 道 雄

茨城県告示第1074号

鹿島郡神栖町大字下幡木に事務所を置く下幡木土地改良区から、次のとおり役員が就退任した旨届け出があつたので、土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第17項の規定により公告する。

昭和51年9月20日

茨城県鉾田土地改良事務所長 久 保 田 達 哉

1 退 任

住 所	職 名	氏 名	摘 要
鹿島郡神栖町大字下幡木885	理 事	石 津 政 男	理 事 長
" " " 815	"	横 田 秀 雄	副 理 事 長
" " " 834-1	"	沼 田 謙 司	
" " " 771	"	新 川 春 次	
" " " 886-2	"	古 徳 元 右 衛 門	
" " " 4035	"	馬 場 勇	
" " " 884	"	細 谷 佐 太 郎	
" " " 879	"	横 田 治	
" " " 1197	"	石 川 正 信	
" " " 823	"	細 谷 毅	
" " " 814	"	古 徳 平 兵 衛	
" " " 816	"	横 田 兼 次 郎	
" " " 860	監 事	池 田 久 一	
" " " 900	"	石 津 茂 作	
" " " 715	"	大 槻 勇	

2 就 任

住 所	職 名	氏 名	摘 要
鹿島郡神栖町大字下幡木815	理 事	横 田 秀 雄	理 事 長
" " " 823	"	細 谷 毅	副 理 事 長
" " " 846	"	馬 場 平 左 衛 門	
" " " 842	"	池 田 昌 一	
" " " 902	"	石 津 明	
" " " 892-1	"	谷 藤 昭 二 郎	
" " " 879	"	横 田 治	
" " " 907-1	"	新 川 善 一 郎	
" " " 800	"	新 川 美 喜 藏	

"	"	"	803	"	馬 場 善 夫
"	"	"	876	"	横 田 多 門
"	"	"	836	"	藤城 藤左衛門
"	"	"	878	監 事	額 賀 一 郎
"	"	"	875	"	谷 藤 政之助
"	"	"	834—1	"	沼 田 謙 司

茨城県告示第1075号

猿島郡境町 370 番地の 1 に事務所を置く境東部土地改良区から、次のとおり役員が就任した旨届け出があつたので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により公告する。

昭和51年9月20日

茨城県境土地改良事務所長 坂 本 富 三

就 任

住 所	職 名	氏 名	摘 要
猿島郡境町960—6	理 事	橋 本 正 士	理 事 長
" " 大字蛇池591	"	新 井 幸四郎	
" " 大字下砂井500	"	仲 村 一 雄	
" " " 203	"	池 田 吾一郎	
" " 大字栗山212	"	高 橋 一 衛	
" " 大字西泉田638	"	関 根 久 次	
" " " 876—1	"	湯 本 恒 雄	
" " 大字山崎494	"	坂 井 久 吉	
" " " 1364	"	加 藤 淳之助	
" " " 1234	"	飯 塚 喜三郎	
" " 大字内門132—1	"	成 島 基四郎	
" " " 963	"	堀 米 保	
" " 大字大歩225	"	中久喜 幸太郎	
" " 大字染谷515	"	斉 藤 文次郎	
" " 大字伏木2993	"	田 村 清市郎	
" " " 1023	"	佐怒賀 清 志	
" " " 548	"	間 中 一 男	
" " 大字一ノ谷101	"	野 口 国 男	
" " 大字生子288	"	山 口 恒	
" " " 1559—6	"	青 木 喜 一	
" " 大字蛇池642	監 事	新 井 喜三郎	

"	"	大字山崎2188	"	岸 本 昭 吉	総 括 監 事
"	"	大字伏木1466	"	藤 田 藤田郎	
"	"	大字菅谷484	"	板 垣 邑 雄	

茨城県告示第1076号

稲敷郡美浦村大字馬掛 944 番地の 3 に事務所を置く馬掛土地改良区から、次のとおり役員が就退任した旨届け出があつたので、土地改良法(昭和24年法律第 195 号)第18条第17項の規定により公告する。

昭和51年9月20日

茨城県江戸崎土地改良事務所長 川 田 弘 二

1 退 任

住 所	職 名	氏 名	摘 要
稲敷郡美浦村大字馬掛944—3	理 事	塚 本 博 志	理 事 長
" " " 502	"	中 沢 峻	
" " 大字中込775	"	武 田 治 雄	
" " " 783	"	武 田 滋	
" " 大字根本41	"	八 巻 政 好	
" " 大字馬見山673	"	塚 本 由 雄	
" " " 671	"	石 川 春 男	
" " 大字土浦145	"	浅 野 治	
" " 大字大山1991	"	大 竹 信 一	
" " " 1262	"	村 崎 一 郎	
" " " 284	"	栗 山 ま つ	
" " 大字馬掛488	"	富 田 謙 三	
" " " 911	"	小松崎 源 吾	
" " " 507	"	中 沢 利 雄	
" " " 483	"	小松崎 豊 喜	
" " " 636	"	飯 田 長 治	
" " " 647	監 事	中 泉 義 照	代 表 監 事
" " 大字中込765	"	中 沢 福 雄	
" " 大字大山1028	"	小 山 道 夫	

2 就 任

住 所	職 名	氏 名	摘 要
稲敷郡美浦村大字馬掛944—3	理 事	塚 本 博 志	理 事 長
" " " 636	"	飯 田 長 治	

"	"	"	507	"	中 沢 利 雄	
"	"	"	502	"	中 沢 峻	
"	"	"	488	"	富 田 謙 三	
"	"	"	483	"	小松崎 豊 喜	
"	"	"	911	"	小松崎 源 吾	
"	"	大字大山	267	"	糸 賀 治 郎	
"	"	"	2042	"	飯 田 唯 彦	
"	"	"	1262	"	村 崎 一 郎	
"	"	大字馬見山	676	"	栗 山 光 雄	
"	"	"	674—3	"	谷 畑 隆	
"	"	大字土浦	136	"	浅 野 勘解由	
"	"	大字中込	764	"	水 飼 秀 雄	
"	"	"	1026	"	武 田 涉	
"	"	"	737	"	武 田 四 郎	
"	"	大字馬掛	647	監 事	中 泉 義 照	代 表 監 事
"	"	大字大山	1028	"	小 山 通 夫	
"	"	大字中込	765	"	中 沢 福 雄	

茨城県告示第1077号

猿島郡総和町大字前林 320 番地の 2 に事務所を置く大山沼土地改良区から、次のとおり役員が退任した旨届け出があつたので、土地改良法（昭和24年法律第 195 号）第18条第17項の規定により公告する。

昭和51年9月20日

茨城県境土地改良事務所長 坂 本 富 三

退 任

住 所	職 名	氏 名	摘 要
古河市大字中田970	理 事	山 田 留五郎	

茨城県告示第1078号

那珂湊市和田ノ上 370 番地に事務所を置く那珂湊第一土地改良区から、次のとおり役員が住所変更した旨届け出があつたので、土地改良法（昭和24年法律第 195 号）第18条第17項の規定により公告する。

昭和51年9月20日

茨城県水戸土地改良事務所長 銭 谷 守 雄

住所変更

	住 所	職 名	氏 名	摘 要
変更前	勝田市元町 3 番 3 号	監 事	横須賀 淳	
変更後	那珂湊市部田野90番地	監 事	横須賀 淳	

茨城県告示第1079号

土地改良法（昭和24年法律第 195 号）第89条の 2 第 1 項の規定により県営は場整備事業東谷田川地区第 1 工区に係る換地計画を定めたので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

昭和51年 9 月20日

茨城県知事 竹 内 藤 男

1 縦覧に供する書類

換地計画書の写し

2 縦 覧 の 期 間 昭和51年 9 月28日から昭和51年10月18日まで

3 縦 覧 の 場 所 谷田部町役場

茎崎村役場

茨城県告示第1080号

土地収用法（昭和26年法律第 219 号）第20条の規定に基づき事業の認定をしたので、同法第26条第 1 項の規定により次のとおり告示する。

昭和51年 9 月20日

茨城県知事 竹 内 藤 男

1 起 業 者 の 名 称 八千代町

2 事 業 の 種 類 八千代町役場駐車場拡張整備工事

3 起 業 地

(1) 収用の部分

結城郡八千代町大字菅谷字西根曾地内

(2) 使用の部分 な し

4 縦 覧 場 所 八千代町役場

茨城県告示第1081号

都市計画法 (昭和43年法律第100号) 第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により北茨城都市計画公園 (5.4.001 磯原地区公園) を変更したので, 同法第20条第1項の規定により告示し, 同条第2項の規定により, 当該都市計画の図書を次の場所において縦覧に供する。

昭和51年9月20日

茨城県知事 竹 内 藤 男

縦 覧 場 所 茨城県庁土木部都市計画課

茨城県告示第1082号

都市計画法 (昭和43年法律第100号) 第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により水戸勝田都市計画道路 (3.4.16号梅香下千波線) を変更したので, 同法第20条第1項の規定により告示し, 同条第2項の規定により, 当該都市計画の図書を次の場所において縦覧に供する。

昭和51年9月20日

茨城県知事 竹 内 藤 男

縦 覧 場 所 茨城県庁土木部都市計画課

茨城県告示第1083号

都市計画法 (昭和43年法律第100号) 第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により水戸勝田都市計画道路 (3.4.83号小松原笠内線) を変更したので, 同法第20条第1項の規定により告示し, 同条第2項の規定により, 当該都市計画の図書を次の場所において縦覧に供する。

昭和51年9月20日

茨城県知事 竹 内 藤 男

縦 覧 場 所 茨城県庁土木部都市計画課

正 誤

昭和51年5月25日付茨城県報号外(2)中次のとおり誤りがあつたので訂正する。

ページ	行	誤	正
3	下から4	をを置く	を置く
4	上から11	課 長	所 長
6	下から11	生活事務所	「生活事務所
"	下から10	ものを地方総合事務所で 行うものに改め、	もの」を「地方総合事 務で行うもの」に改め、
15	上から5	同項課長専決事項中	同項課長専決事項の欄第 2項中
16	上から16	聴聞公示等	聴聞、公示等
18	下から10	照会	照会、
20	下から4	を除く。	を除く。),
21	上から4	に限る。)第25項	に限る。), 第25項
"	下から9	「被指定者」という。	「被指定者」という。)

昭和51年6月1日付茨城県報号外(5)中次のとおり誤りがあつたので訂正する。

4 ページ上から6行目の次に次の1行を加える。

第5条第3項中「第11号」を「第10号」に改める。

昭和51年8月19日付茨城県報第6453号中次のとおり誤りがあつたので訂正する。

8 ページの茨城県告示第953号及び9 ページの茨城県告示第954号は削除する。

★県政の総覧 ～ 県民の六法★

茨 城 県 報

茨城県の行政機構，財政，農林，水産，商工，観光，土木，衛生，労働，公安，教育，文化，民生等あらゆる行政にわたる県民の権利，自由もしくは利害に，直接間接関係のある条例，規則，告示，公告等は，いずれも「茨城県報」に登載し公表されます。

県政を理解することは県民の皆さまの事業活動，日常生活のため必要であり，ぜひ知つてもらわねばならないので，県ではこの県報の有償配付をいたしております。

購読御希望の方は，茨城県水戸市三の丸1丁目5番38号 茨城県総務部文書課あてお申し込み下さい。購読料は，昭和51年4月1日から送料とも1ヵ月1,000円です。

毎週月・木曜日発行（緊急事項は号外発行）（定価送料とも1ヵ月）
（休日の場合は繰り下ぐ）（金 1,000 円）

茨城県水戸市三の丸1丁目5番38号

茨城県水戸市城東1丁目5番5号

発行人 茨 城 県
発行所

印刷所 茨 城 県 印 刷 所